

## 山口市法定外公共物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市法定外公共物等整備事業（以下「事業」という。）を行う地元関係者に対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 法定外公共物とは、山口市が所有する河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川、道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路（道路側溝を含む）及び日常生活道路として公共性のある道路をいう。
- (2) 原状復旧工事とは、損失した機能を復元する工事をいう。
- (3) 機能向上工事とは、元々あった機能を向上させる工事をいう。
- (4) 水路工事とは、構造物の新設、復旧、土砂の浚渫をする工事をいう。
- (5) 交通安全施設工事とは、防護柵、視線誘導標等を補修又は新設する工事をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認めるときは、事業の対象とすることができる。

(交付の額)

第4条 交付の額については、予算の範囲内で対象経費に別表に定める交付割合を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 一件当たりの補助金の限度額は100万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地元関係者（以下「申請者」という。）は、法定外公共物等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受益者一覧及び委任状（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）及びその添付書類
- (3) 事業計画書経費の明細書（見積書）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、相当と認めるときは、補助金交付の決定を行い、法定外公共物等整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 前条の規定により通知を受けた申請者は、補助金の対象となった事業が完了したときは、法定外公共物等整備事業完了報告書（様式第5号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者発行の領収書の写し
- (2) 法定外公共物占用等完了届の写し（添付書類を含む。）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、工事代金を施工業者に支払う前に補助金の交付を受ける場合は、前項第1号に代えて施工業者発行の請求書の写しを提出するものとし、補助金の交付を受けた後、速やかに施工業者に工事代金を支払い、施工業者発行の領収書の写しを市長に提出するものとする。

(補助金額の確定及び交付)

第8条 市長は、前条の法定外公共物等整備事業完了報告書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、法定外公共物等整備事業補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の確定を受け、申請者は、請求書（様式第7号）を市長に提出するものとし、市長は速やかに補助金を交付するものとする。

(取消又は返還)

第9条 市長は、この要綱による補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 補助金の対象となった事業の目的外に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（3条・4条関係）

1 道路工事

(1) 原状復旧工事

受益戸数	対象道路	交付割合
2戸以上	①公有地内の道路	10割
	②公有地及び私有地内の道路	7割
	③私有地内の道路	5割

備考 1 受益戸数とは、整備する道路に隣接し直接出入が可能な家屋数又は整備する道路を利用する農業経営戸数を原則とする。なお、地域住民の共用施設（集会所、ゴミステーションなど）を利用するための道路などについては、その公共性に基づき算出することができる。

2 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。

3 個人及び開発行為等に伴う工事については、適用しないものとする。

(2) 機能向上工事

受益戸数	対象道路	交付割合
2戸以上	①公有地内の道路	9割
	②公有地及び私有地内の道路	7割
	③私有地内の道路	5割

備考 1 受益戸数とは、整備する道路に隣接し直接出入が可能な家屋数又は整備する道路を利用する農業経営戸数を原則とする。なお、地域住民の共用施設（集会所、ゴミステーションなど）を利用するための道路などについては、その公共性に基づき算出することができる。

2 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。

3 開発行為等により市に帰属した未舗装路及び市に寄付された未舗装路については、登記原因年月日から10年間は舗装に係る補助は受けられないものとする。

4 個人及び開発行為等に伴う工事については、適用しないものとする。

2 水路工事

対象水路	対象工事	交付割合
公有地内の水路	構造物の新設、復旧、土砂の浚渫	10割

備考 1 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。

2 個人及び開発行為等に伴う工事については、適用しないものとする。

### 3 交通安全施設工事

受益戸数	区分	補修又は新設場所	交付割合
2戸以上	補修	①公有地内	10割
		②私有地内	5割
	新設	①公有地内	9割
		②私有地内	5割

- 備考 1 受益戸数とは、補修又は新設場所の道路又は水路等を利用する戸数とする。
- 2 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。
- 3 個人及び開発行為等に伴う工事については、適用しないものとする。
- 4 他の補助事業の対象となる施設については、適用しないものとする。
- 5 個人利用施設については、適用しないものとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 山口市長

（申請者）

住所

代表者氏名

（※）

電話番号

（※） 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

### 法定外公共物等整備事業補助金交付申請書

山口市法定外公共物等整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。



事業計画書

所在地	
目的	
面積・数量	
概要	
工事期間	
備考	

（添付書類）

- ① 施工場所の位置図、事業関係図面（平面図、縦断面図、構造図など）、現地写真
- ② 公図（分間図）の写し（施工箇所及び周辺の土地所有者を図内に記載）
- ③ 経費の見積書の写し（原則として2者以上）
- ④ 法定外公共物占用等許可申請書の写し（添付書類を含む）  
（法定外公共物占用等許可決定通知書の写しを事業着手前に提出してください。）

（注）事業内容に変更が生じた場合は、この様式に準じ変更事業計画書を提出すること。

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

山口市長

法定外公共物等整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けであった法定外公共物等整備事業補助金交付申請については、下記の金額を交付することに決定したので、要綱第6条の規定により通知します。

記

交付対象経費の額	円
補助内示額	円

（注）事業計画の変更に伴い、事業完了報告書の提出時において、交付対象経費の額が増額変更したときでも、この通知書による補助内示額の増額は認められない。ただし、減額変更したときは、変更後の経費の額に基づいて補助金額を算出し、交付する補助金を減額するものとする。



年 月 日

（宛先） 山口市長

（申請者）

住所

代表者氏名

（※）

電話番号

（※） 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

### 法定外公共物等整備事業完了報告書

年 月 日で決定通知を受けた法定外公共物等整備事業が完了したので、要綱第7条の規定により報告します。

所 在	
内 容	
完 了 年 月 日	年 月 日
交付対象経費の額	
交 付 内 示 額	
備 考	

（添付書類）

- ①施工業者発行の領収書の写しを添付すること。
- ②法定外公共物占用等完了届（原状回復完了届）の写し
- ③作業中及び完了写真

年 月 日

（申請者） 様

山口市長

法定外公共物等整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった法定外公共物等整備事業については、要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 交付対象経費の額 円
- 2 補助金確定額 円

3 条件

この補助金は、申請目的以外に使用してはならない。

前号に違反した場合その他の不正行為があったときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

請 求 書

年 月 日

（宛先） 山口市長

（申請者）

住所

代表者氏名

（※）

電話番号

（※） 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

法定外公共物等整備事業補助金について、下記により交付されるよう請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金振込口座

金融機関	銀行・金庫・農協 信用組合・漁協		本店・支店 出張所・本所・支所				
預金種別	普通・当座	口座番号					
（フリガナ）							
口座名義							

※上記口座名義が代表者と異なる場合は委任状の提出が必要です。